

○財務省告示第三百十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年八月十二日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理
 国務大臣 菅 直人

（別表）

国債の名	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動 ・十年）	第二回	四十六億円	九十六円四十九銭
〃	第三回	十六億円	九十二円六銭
〃	第四回	四十一億円	九十円五十四銭
〃	第六回	五億円	九十一円七十一銭
〃	〃	二十億円	九十一円七十二銭
〃	〃	五億円	九十一円七十六銭
〃	〃	五億円	九十一円八十一銭
〃	〃	十七億円	九十一円八十二銭
〃	〃	十億円	九十一円八十三銭
〃	〃	五億円	九十一円八十六銭
〃	第七回	二十億円	九十一円二十七銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第十六回	〃	第十三回	第十二回	〃	第十一回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第十回	第九回
円一千二百一億	三十億円	四十億円	六十億円	百二十五億円	二百億円	百五十億円	二十五億円	二億円	二億円	二億円	五十億円	百三十五億円	百六十五億円	二十五億円
	九十一円八十銭	九十二円二十一銭	九十二円十一銭	九十一円四十六銭	九十二円十六銭	九十二円六銭	九十二円三十七銭	九十二円三十一銭	九十二円二十六銭	九十二円二十一銭	九十一円九十七銭	九十一円九十二銭	九十一円八十二銭	九十二円六十一銭